

3. 特別管理産業廃棄物

種 類	性 状	
廃 油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類(引火点70℃未満のもの) (タールピッチ類及びその他の廃油を除く)	
廃 酸	水素イオン濃度(pH)が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸	
廃アルカリ	水素イオン濃度(pH)が12.5以下の著しい腐食性を有する廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれ、若しくはそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布された紙くず、PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及び除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれがあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん装置で集められたもの
	その他有害廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん等の産業廃棄物で、特定施設等から排出されるもので有害物質を判定基準を超えて含むもの

4. 特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質の名称	汚泥、銻さい、燃え殻、ばいじん 溶出試験(mg/l)	廃酸、廃アルカリ 含有試験(mg/l)
アルキル水銀	不検出	不検出
水銀またはその化合物	0.005以下	0.05以下
カドミウムまたはその化合物	0.3以下	1以下
鉛またはその化合物	0.3以下	1以下
有機リン化合物	1以下	1以下
六価クロム化合物	1.5以下	5以下
ひ素またはその化合物	0.3以下	1以下
シアン化合物	1以下	1以下
※ PCB	0.003以下	0.03以下
※ トリクロロエチレン	0.3以下	3以下
※ テトラクロロエチレン	0.1以下	1以下
※ ジクロロメタン	0.2以下	2以下
※ 四塩化炭素	0.02以下	0.2以下
※ 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.4以下
※ 1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	2以下
※ シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	4以下
※ 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	30以下
※ 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.6以下
※ 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.2以下
チウラム	0.06以下	0.6以下
シマジン	0.03以下	0.3以下
チオベンカルブ	0.2以下	2以下
※ ベンゼン	0.1以下	1以下
セレンまたはその化合物	0.3以下	1以下

※印の有害物質を含む廃油は、特別管理産業廃棄物となります。